

平成 29 年 3 月 吉日

関西ゴルフ会員権取引協同組合 殿

株式会社 東条の森
東条の森カントリークラブ

名義書替料減額期間延長のご案内

[第三者名義書替料]

6コース個人正会員	500,000円(税別)	⇒	250,000円(税別)
5コース個人正会員			
3コース個人正会員			
2コース個人正会員			
6コース法人正会員			
5コース法人正会員			
3コース法人正会員			
2コース法人正会員			
6コース個人平日会員	250,000円(税別)	⇒	150,000円(税別)
5コース個人平日会員			
3コース個人平日会員			
2コース個人平日会員			
6コース法人平日会員			
5コース法人平日会員			
3コース法人平日会員			
2コース法人平日会員			

[同一法人内名義書替料]

6コース法人正会員	250,000円(税別)	⇒	150,000円(税別)
5コース法人正会員			
3コース個人正会員			
2コース法人正会員			
6コース法人平日会員	150,000円(税別)	⇒	80,000円(税別)
5コース法人平日会員			
3コース法人平日会員			
2コース法人平日会員			

[生前贈与書替料(二親等以内)]

6コース個人正会員	250,000円(税別)	⇒	150,000円(税別)
5コース個人正会員			
3コース個人正会員			
2コース個人正会員			
6コース個人平日会員	150,000円(税別)	⇒	80,000円(税別)
5コース個人平日会員			
3コース個人平日会員			
2コース個人平日会員			

[相続名義書替料]

6コース個人正会員	250,000円(税別)	⇒	150,000円(税別)
5コース個人正会員			
3コース個人正会員			
2コース個人正会員			
6コース個人平日会員	150,000円(税別)	⇒	80,000円(税別)
5コース個人平日会員			
3コース個人平日会員			
2コース個人平日会員			

※ 期間 平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで
(郵送の場合、平成 30 年 3 月 31 日消印まで有効)